

ラオス人民民主共和国

憲法

(2015年改正)

前文

数千年の間、ラオス国家の祖先は、多民族からなるラオス国民として、この愛する土地に住み、発展してきた。14世紀中葉から、我々の祖先、特にファ・グム王は、人々を指導してランサン王国を建国し、その統一と繁栄をもたらした。

18世紀以降、ラオスの国土は、再三にわたり外圧に脅かされ、侵略されたが、ラオス国民は、団結してその祖先の勇壮で強健な伝統を守り、絶えず一貫して独立と自由を勝ち取るために戦った。

1930年以降、前インドシナ共産党である現ラオス人民革命党の正しい主導の下、多民族からなるラオス国民は、犠牲を伴いかつ勇敢に試練に立ち向かい、遂に植民地主義や封建主義制度による支配及び抑圧という束縛を打破し、国を完全に解放し、1975年12月2日にラオス人民民主共和国を樹立した。このようにして、ラオスという国としての完全な独立と、真の意味でのラオス人民の自由を獲得した新しい時代が開かれた。

その国家の解放からこれまで、ラオス国民は、ラオス人民革命党の指導の下、二つの戦略を実施してきた。それは、国家の保持と建設である。特に、民主的制度の復興と建設のため、時代と国家の統一を拡大する、全面的かつ原理的な変革の実施である。それによって、国民に豊かさかつ幸福をもたらし、国家は強固かつ安定し、社会には、連帯、正義、文明がもたらされ、社会主義体制の確立につながるものである。

この新しい時代において、社会は、法による国家統治、経済・社会の統治を要求するようになった。そのため、ラオス人民民主共和国最初の憲法が起草され、1991年8月15日に公布された。その後最初の憲法に対する変更への要求に応えるため、2003年に最初の改正が行われた。そしてこの2015年の改正においては、国家の統治制度をより効率的にすることを目指し、国際社会と地域の経済状況に順応できるよう、国家体制の保持と建設に方向転換が行われた。

この我が国の人民民主制度における憲法は、我が国の解放、保持、建設、及び変革を目指す中で国民が獲得した偉業を認めるものである。憲法は、政治制度、社会経済制度、国防、治安、国際関係、国民の基本的権利と義務、国家機構と組織を定めている。

この憲法は、全国民の英知の結晶であるとともに、全国民の討議を経た成果であり、ラオス国を平和・独立・民主・統一・繁栄の国に

するという目的を達成するため、国家共同体が共同して邁進するという未来永劫にわたる情熱と強固な決意を反映しているものである。

第1章 政治体制

第1条

ラオス人民民主共和国は、領海及び領空を含む統一領土を有する、独立した主権国家であり、すべての民族が所有する、統一された不可分一体の国家である。

第2条

ラオス人民民主共和国は、人民民主共和国である。すべての権限は人民に帰属し、労働者・農民・知識人を中核とする社会のあらゆる層の多民族からなる人民による、人民の利益のためのものである。

第3条

多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。

第4条 (改正)

国民は、自己の権利及び利益を代表する機関として国会と地方議会を設立する。

国会議員と地方議会議員の選出は、一般原則・平等・直接・秘密投票により行う。

有権者は、選挙された代表者がその職に値せず、国民の信頼を失ったと判断されたときは、その代表者の免職を提案する権利を有する。

第5条 (改正)

国会、地方議会、その他のすべての国家組織は、民主的中央集権制に従い、設立され、かつ機能する。

第6条 (改正)

国家は、何人も侵すことのできない国民の自由権と民主権を保護する。すべての国家組織及び公務員は、国民に対し、政策、法律、規則について知らしめるため広く宣伝、普及、教育しなければならない。

憲法

また同時に、国民の正当な権利及び利益を保障するため、これらを国民と共に厳正に執行しなければならない。

国民の名誉、生命、身体、精神及び財産を侵害するような権力支配的行為、脅迫的な行為は一切禁止する。

第7条（改正）

ラオス建国戦線、ラオス退役者同盟、ラオス労働組合連盟、ラオス女性同盟、ラオス人民革命青年同盟、及びその他の大衆組織は、研修教育の場であり、連帯心を集結させ、すべての民族グループのあらゆる層を国家の保持と建設の使命に参加させ、民主権を発展させ、各組織の構成員の正当な権利及び利益を保護し、国会、地方議会とその議員の活動を監視する権利と役割を持った機関である。

第8条（改正）

国家は、すべての民族に連帯・平等をもたらす政策を遂行する。すべての民族は、それぞれの民族と国家の優れた慣習や文化を保護、促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。国家は、すべての民族の社会経済的発展を促進するためのあらゆる措置を講じる。

第9条（改正）

国家は、仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し、仏教徒、僧、信者その他の宗教の聖職者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する。宗教間や国民の間の分断を扇動する行為は一切禁止する。

第10条（改正）

国家は、憲法及び法律によって社会を統治し支配する。すべての政党、国家組織、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織及び全国民は、憲法及び法律を厳正に遵守しなければならない。

第11条（改正）

国家は、全国民の参加を得てあらゆる側面で、国防治安政策を実施する。国防軍—治安維持隊を確実かつ強固に確立・改革し、国家及び国民に対して忠誠心を高揚させ、革命による成果と国民の生命、財産、労働力を保護するためにその義務を果たし、国家の発展と保護する使命に貢献しなければならない。

第12条

ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好及び協力という対外政策を追求し、平和共存、相互独立、主権及び領土の尊厳、内政不干渉、平等並びに相互利益を尊重するという原則に基づいて、すべての国との協力関係を促進する。

ラオス人民民主共和国は、全世界の人々による平和、国家独立、民主主義、社会的発展を目指した努力を支持する。

第2章 社会経済体制

第13条（改正）

ラオス人民民主共和国の国家経済は、社会主義市場経済であり、長期的に持続発展する多種多様な経済要素、多様な形態の所有権で構成され、法の下で競争にも協力にも平等を保証し、継続的、安定的に国家経済を発展させるために、地域経済また国際経済との統合化をし、国民の物質的また精神的な生活レベルの向上を図るため、持続的に社会開発と環境に配慮する。

第14条

国家は、すべての国内経済部門が生産、事業及びサービスに投資し、工業化・近代化に貢献し、国家経済を成長させるように奨励する。

第15条（改正）

国家は、ラオス人民民主共和国に対する外国投資を促進し、生産、事業及びサービス部門に資本、技術及び先進的管理を導入するような環境を整備する。ラオス人民民主共和国における投資家の適法な財産及び資本は、国家により没収、押収又は国有化されない。

第16条

国家は、国有、集団所有又は個人所有、ラオス人民民主共和国に投資する国内投資家と海外投資家の私的所有権のいかなる問わず、あらゆる形態の所有権を保護し、その拡大を促進する。

第17条（改正）

国家は、法に基づき、個人、法人、及び組織の所有権（占有権、使用权、収益権、処分権）並びに相続権を保護する。土地、鉱床、水域、空域、森林、水生動物、野生動物、その他の天然資源については、国家共同体の所有に属し、国家が法律に従い代理として全国統一的にそれを庇護する。

第18条（改正）

経済管理は、法律による調整を行った上で経済市場原理に従って行われ、中央レベルの当局に広域の管理責務を増やし、法律に基づいて、地方の管理当局と責任分担をしつつ、中央レベルにある各部署が中央集権的に統一して管理するという原則により実施される。

第19条（改正）

国家は、天然資源の保護を推進し、破壊された環境を回復させ、完全かつ持続的になるよう支え、また開発をする。すべての組織と国民は、多数の生命、種の保護、保全と保護をしなければならない。また天然資源は持続的な方法で利用しなければならない。

第20条（改正）

ラオス人民民主共和国は、他国との間における相互の独立、国家主権、平等及び相互利益を尊重するという原則に基づいて、多方向、多面的、多様な形で経済関係を利用し、外国との経済協力に関して開放政策を実施する。

第21条 (改正)

国家は、人材育成を優先することにより、社会・文化の発展、持続的環境開発と関連を持つ経済開発を重視する。

第22条 (改正)

国家は、ラオス国民が資格、知識、能力及び職業を備えた善良な市民となるよう国家教育政策を実施する。

国家及び社会は、国家の教育の質を向上させ、全国民、特に僻地に居住する者、少数民族、女性、子供、機会がない者及び障害者に対し、教育を受ける機会及び状態を広く与えるよう努める。

国家は、法律に従い、民間に対し、教育の発展への投資を促進かつ奨励する。

第23条

国家は、世界の先進文化を選択して受け入れつつ、国家と民族に特有な文化及び良き伝統を保持するよう奨励する。

国家は、文化活動、芸術活動、文学活動、創造性を促進し、文化遺産、歴史遺産、自然遺産の管理保護、遺跡及び聖地の維持保存に努める。

国家は、国民の保護・発展のために報道機関の改善と拡充に努める。

国家は、国家的利益並びにラオス国民の良き伝統及び尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用を禁止する。

第24条 (改正)

国家は、科学・技術、イノベーションの研究及び応用における知的創造活動の促進、知的財産の保護に努め、同時に工業化・近代化を推進するために科学者の育成、養成に努める。

第25条 (改正)

国家は、国民の健康を維持、推進するため、公衆衛生の改善と拡充に努める。

国家及び社会は、病気の予防及び患者の治療体制の確立及び改善に努め、全国民、特に母子、貧困者及び僻地に居住する者が、治療を受けて健康を維持できるよう環境を整える。

国家は、法律に従い、民間に対し、先進的最新の公衆衛生サービスへの投資を促進かつ奨励する。

国家は、違法な公衆衛生サービスについてはそれを禁止する。

第26条

国家及び社会は、スポーツ分野における能力向上、国民の体力及び健康作りのため、少数民族の伝統競技と国際的スポーツを合わせ多様なスポーツ、運動への注目、奨励、投資に努める。

第27条

国家及び社会は、労働技術の発展、労働規律の向上、国民への職業と労働の奨励、労働者の適法な権利及び利益の保護に努める。

第28条

国家及び社会は、特に国家的英雄、戦争功労者、退職公務員、身体障害者、革命で犠牲になった者の遺族、国家に功績のあった者に対し、適切な社会福祉を実施するよう努める。

第29条

国家、社会及び家族は、女性の地位向上を図り、母子の権利及び利益を保護する政策の実施に努める。

第30条 (改正)

国家及び社会は、文化・歴史・自然の観光を、それが国家の経済重要分野となり、独自の観光産業に発展するよう、促進、公開、開発に努める。

国家は、ラオス人民民主共和国の法に従って、国家の文化の健全性を損なう観光活動を禁止する。

第3章 国防・治安維持

第31条 (改正)

国防・治安維持は、すべての組織及びラオス国民全員の義務及び役割であり、国防軍、治安維持隊が主となって、国民の生命と財産を保護し、人民主体制の安定と安全を確保するため、ラオスの独立、主権、全国土を保護する。

国防治安維持は、社会・経済の発展と環境保護に密接に結合していなければならない。

第32条 (改正)

国防軍—治安維持隊は、強固な成長のため自己の確立及び改善を行い、国家への忠誠を高め、厳格な規律及び近代的な計画を有す真に革命的要素を持つ人民の軍となり、高い戦闘力を備え、国家の安全、平和及び社会秩序の維持に努め、自然災害の予防、防止、解決に参加する。

国家は、物資、戦術、技術、車両及び用具を備え、国防治安維持の戦闘及び戦略に関する知識、技術、専門性、戦略技術が向上するよう、国防治安維持の基礎開発に努める。

第33条

憲法

国家及び社会は、国防及び社会秩序維持の責務において能力を向上させるため、国防軍—治安維持隊を物的かつ精神的にその生活を保護するよう努める。

国防軍—治安維持隊は、自主独立、自己解決能力を養うよう務め、その責務を遂行し、かつ、国家の発展に貢献するため、自律体制を構築するよう努めなければならない。

第4章 国民の基本的権利及び義務

第34条 (改正)

ラオス国民とは、法律の定めに従い、ラオス国籍を有する者をいう。国家は、法律に従い国民の人権と基本的権利を承認、尊重し、保証する。

第35条

ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、すべて法の下に平等である。

第36条 (改正)

精神障害者及び裁判所において自由剥奪刑に処された者、選挙権又は被選挙権を否定された者を除き、ラオス国民の18歳以上の者は選挙権を有し、21歳以上の者は被選挙権を有する。

第37条

ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。

第38条 (改正)

ラオス国民は、自己の成長、開発のために、教育を受け、研究、学習する権利を有する。

第39条

ラオス国民は、労働し、法で禁止されていない職業に従事する権利を有する。

労働者は、休息し、疾病時に医療処置を受け、就労不能、障害を受けた場合、高齢、法で定めるその他の場合には扶助を受ける権利を有する。

第40条

ラオス国民は、法の定めに従い、居住又は移転の自由を有する。

第41条 (改正)

ラオス国民は、集団又は個人の権利及び利益に関する問題に関して、所管の国家組織に対し、提案、訴え、請願を行う権利を有する。国民による提案書、訴状、請願書は、法の定めに従い、解決のために検討されなければならない。

第42条 (改正)

ラオス国民の生命、身体、名誉及び住居の平穩に関する権利は、これを何人も侵してはならない。

ラオス国民は、法で定められた場合を除いて、検察院あるいは人民裁判所の令状なくして逮捕、拘束又は家宅搜索されない。

第43条 (改正)

ラオス国民は、法律に抵触しない宗教を信仰し、又は信仰しない自由を有する。

第44条

ラオス国民は、法に抵触しない限り、言論、執筆、集会、協会の設立及びデモを行う自由を有する。

第45条 (改正)

ラオス国民は、法に反しない限度で、科学・テクノロジー、イノベーションの進歩に関する研究とその利用、芸術・文学作品を創作し、文化活動に従事する自由を有する。

第46条

国家は、海外に居住するラオス国民の法にもとづく正当な権利及び利益を保護する。

第47条 (改正)

ラオス国民は、憲法、法律を尊重、遵守し、労働規律、社会における正しい行動規則及び公共の秩序に従って行動する義務を有する。

第48条

ラオス国民は、法律に従い関税及び租税の納税義務を負う。

第49条

ラオス国民は、法律の定めに従い、国防、治安維持の義務及び兵役の義務を果たさなければならない。

第50条 (改正)

永住外国人及び無国籍者は、法律に定められた権利と自由を保護され、所管の国家組織に対して提案、訴え、請願を行う権利を有し、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。国家の護持、建設の任務に、特別に偉大な功績を果たし貢献した外国人は、ラオス人民民主共和国の名誉国民の称号を授与される権利を有する。

第51条

ラオス人民民主共和国は、自由、正義、平和及び科学的原因を追求したために迫害されている外国人を保護する。

第5章 国民議会

第52条 (改正)

国民議会は、ラオス国、全民族の権利及び利益の代表機関であって、国家権力の最高機関であり、憲法、法律を承認する役割を持つ立法機関であり、国家の重要問題に関し決定する権限を有するとともに、国家組織の憲法、法律の尊重遵守を監督する。

第53条 (改正)

国民議会は次の権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律の検討と承認
2. 国家戦略計画、経済社会開発計画、国家予算計画と国家予算の改正の検討と承認
3. 国家予算、予算赤字比率、政府債務比率、公共債務比率に関する基本政策の検討と承認
4. 関税、租税比率の規定、変更、取消又は例外に関する検討と承認
5. 全国家機関の憲法と法律遵守に関する監督
6. 国民議会議長、副議長、常務委員の選任又は解任
7. 国民議会常務委員会の提言に基づく国家主席及び国家副主席の選任又は解任
8. 国家主席の提言に基づく首相の選任又は解任
9. 国家主席の提言に基づく最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家監査機関長官の選任又は解任
10. 国民議会常務委員会の提案に基づく、国民議会専門委員会委員長、副委員長、事務局長の選任、異動、解任の検討と承認
11. 首相の提案に基づく、副首相と閣僚の選任、異動、解任の検討と承認
12. 最高人民裁判所長官の提案に基づく、最高人民裁判所の裁判官会議会員の選任、異動、解任の検討と承認
13. 国民議会の組織構成、国民議会の専門委員会と事務局の設立、廃止、統合、分割に係る検討と承認
14. 首相の提言に基づく、政府組織の構成、省、省に相当する組織、県組織、首都組織の設置、廃止、統合、分割に係る検討と承認
15. 首相の提言に基づく、県、首都の境界線の検討と承認
16. 県人民議会が国家と人民の利益に対し損害を生じさせた場合に、県人民議会の廃止の検討
17. 国民議会常務委員会の提言に基づく、恩赦の検討と承認
18. 首相の提言に基づく、ラオス人民民主共和国が加盟する国際条約加盟と、国家レベルの国際条約の批准解除、破棄の検討と承認
19. 国家主席の提言に基づき、戦争又は平和に関する問題の検討と承認
20. 憲法及び法律に矛盾する各分野の法令の廃止。ただし人民検察院と人民裁判所の訴訟に関する判決、決定を除く
21. 必要及び緊急の場合、国民議会常務委員会に決定権を与え、その後国民議会に報告させること

第54条 (改正)

国民議会の一つの会期は5年間とする。

国民議会議員は、法の定めに従い、ラオス国民が選出する。

新国民議会議員の選挙は、遅くとも現国民議会議員の任期が満了する60日前までに終了しなければならない。

戦争その他の理由で選挙を妨げる状態にあるときは、国民議会はその任期を延長することができるが、その状態が正常に復帰した後遅くとも6か月以内に新しい国民議会議員を選出しなければならない。必要な場合、国民議会は任期満了前に新議員の選挙を実施できるが、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

第55条 (改正)

国民議会常務委員会は、国民議会の中心組織であり、国民議会の会期期間外には国民議会の代理として役割を遂行する。

国民議会常務委員会は、委員長、副委員長及び所定数の委員から構成される。

国民議会の議長及び副議長は、それぞれ国民議会常務委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

第56条 (改正)

国民議会常務委員会は、次の権限及び責務を有する。

1. 国民議会の開催の準備と招集
2. 憲法と法律に係る起草提案、解釈、説明
3. 国家主席に対し、国家主席令の起草
4. 最高裁判所長官の提言に基づく、最高人民裁判所の裁判官及び人民裁判所の所長、副所長、裁判官の任命、異動及び解任
5. 国家レベルの選挙管理委員会の任命
6. 首相の提言に基づく、国際条約の批准と国家レベル国際協定の合意
7. 国民からの請願書の受領と検討

第57条 (改正)

国民議会は、年2回、通常国民議会を開催する。国民議会常務委員会は、必要と認めるときは、臨時国民議会を召集することができる。全国会議員数の過半数の出席があつて国民議会は開催することができる。

第58条 (改正)

国民議会の決議のための定足数は、出席している国民議会議員の過半数の賛成を要する。ただし憲法第54条、第66条、第68条及び第118条に定められた場合を除く。

第59条 (改正)

新たな法律起草を提案する権利を有するのは、次に掲げる者である。

1. 国家主席
2. 国民議会常務委員会

憲法

3. 政府（内閣）
4. 最高人民検察院
5. 最高人民裁判所
6. 国家監査機関
7. ラオス建国戦線及び中央レベルにある大衆組織

第60条（改正）

国民議会が承認したすべての法律は、採択後30日以内に国家主席が公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国民議会に対し、法律の再審議を求めることができる。国民議会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

国家主席が公布した法律は、官報（オフィシャルガゼット）に掲載されてから15日後に発効する。ただし、法律に規定された特例を除く。

第61条（改正）

国家の命運及び国民の重要な利害に関わる問題は、国民議会又は国民議会常務委員会の検討を受ける。

第62条（改正）

国民議会は、国民議会常務委員会に提出される法案、国家主席令案を審議するための独自の専門委員会を設立する。これらの委員会は、同時に国民議会や国民議会常務委員会が国家組織の活動に対して行う監督権の行使を補佐する。

第63条（改正）

国民議会議員は、首相、閣僚、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官、国家監査機関長官に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、国民議会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第64条（改正）

国民議会議員は、国民議会又は国民議会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。

現行犯か緊急の犯罪行為があったときは、関係する機関は、直ちに国民議会又は国民議会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、審議を求めるものとする。

捜査により、国民議会議員が国民議会の会議を欠席することがあってはならない。

第6章 国家主席

第65条（改正）

国家主席は、ラオス人民民主共和国の国家元首であり、国内外において、多民族からなるラオス国民の代表者である。また国家防衛治

安維持会議の長、人民軍の長として、国家の独立、主権、領土、安定を保証する。

第66条（改正）

国家主席は、国民議会の出席議員の3分の2以上の議決により選任される。

国家主席の任期は、国民議会の会期と同一である。

国家主席は、二回の連続した任期を超えることはできない。

国家主席は、国家主席官邸を有する。

第67条（改正）

国家主席は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 憲法及び法律を公布すること。
2. 国家主席令及び国家主席布告を発布すること。
3. 特別閣僚会議の招集と議長を務める。必要な場合には国民議会常務委員会への参加。
4. 国民議会の承認後の副首相及び閣僚の任命、異動、解任を行うこと。
5. それぞれの機関の長官の提言に基づき、最高人民裁判所副長官、最高人民検察院副長官、国家監査機関副長官の任命、異動、解任を行うこと。
6. 首相の提言に基づき、国防軍及び治安部隊の将軍の昇格又は降格を決定すること。
7. 大臣と同格である国家主席官邸長官の任命、異動、解任を行うこと。
8. 首相の提言に基づき、外国へ赴任、又は召還するラオス人民民主共和国の特命大使、及び全権代理の任命を行うこと。ラオス人民民主共和国に駐在する外国の全権代理の信任を行うこと。
9. 国民議会常務委員会の提言に基づき、国家レベルの選挙管理委員会の任命、選挙実施日、候補者数、各選挙区ごとの国会議員数、県議会議員数を公示する。
10. 国民議会の合意に基づき、戦争あるいは停戦について宣言を行う。一般徴兵あるいは部分徴兵に合意すること。全国非常事態宣言あるいは一部地域非常事態宣言に合意する。
11. 首相の提言に基づき、国家金メダル、功績勲位、勝利勲章、国家荣誉称号、その他の形式の表彰の授与に関する決定を行うこと。
12. 内閣の提言に基づき、恩赦について合意すること。国民議会の承認後に大赦を宣言すること。
13. 外国人の政治亡命を認めること。
14. 国際条約、国家署名の国際協定の検討あるいは署名に合意すること。外国との間で署名した国際条約あるいは協定の批准あるいは破棄を宣言すること。

第68条（改正）

国家主席は、国民議会に出席した議員の3分の2以上の賛成をもって選出された国家副主席を有する。

国家副主席は、国家主席から委任を受けた職務を執行し、国家主席が多忙のときは国家主席を代理する。

国家主席が執務不能になった場合には、国民議会が新しい国家主席を任命するまで国家副主席が代理として執務代行する。

第7章 政府（内閣）¹

第69条（改正）

政府（内閣）は、全国で統一的、全分野で国家の行政管理を担う組織である。

政府（内閣）は、国民議会と国家主席に対し責任を負う。

第70条（改正）

政府（内閣）は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 憲法、法律、国民議会の議決、国民議会常務委員会の議決、国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国民議会に対し法律案を、国民議会常務委員会に対し国家主席令案を、国家主席に対し国家主席布告案を提案すること。
3. 国家管理、社会経済、科学技術、天然資源、環境、国防・治安及び外交問題の管理に係る政令、議決の発出を行うこと。
4. 国家戦略計画、経済社会開発計画、及び国家年次予算を作成し、これらを国民議会に提案すること。
5. 省、省と同格の組織、県、首都組織の設立、合併、分割、廃止につき、また県、首都の境界線の規定について国民議会に提案すること。
6. 庁、局、局と同格の組織の設立と廃止につき決定すること。
7. 県人民議会の承認を受けたのち、郡、特別区、特別市の設立と廃止、郡、特別区、特別市の境界線の規定を決定すること。
8. 特別経済保護区の設立、廃止を行う。
9. すべてのセクターの支部と地方行政組織、軍隊及び治安部隊の指導、監督を行う。
10. 国籍付与、国籍離脱、国籍剥奪、ラオス国籍の回復について決定すること。
11. 外国人に対する名誉国民の付与の決定。
12. ラオス人民民主共和国の批准する国際条約及び政府レベルの国際協定の起草、参加署名、解釈、執行を行うこと。
13. 省、政府に所属する組織、地方行政組織の決定、命令、通達が法律やそれ以外の法令に矛盾する場合に、それらの執行の停止、取消、又は破棄処分。ただし、人民検察院と人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。
14. 自身の活動について、国民議会、国民議会常務委員会、国家主席に対し、それを報告すること。

第71条（改正）

政府（内閣）は、首相、副首相、大臣及び省に相当する組織の長で構成される。

政府（内閣）の任期は国民議会の会期と同一とする。内閣のメンバーで同じ役職に就くものは、連続する二期を超えることはできない。

第72条（新）

首相は、政府（内閣）の長であり、政府及び地方行政組織の活動をリードし指導する代表者である。副大臣、省に相当する組織の副官、庁の長官、副長官、局長の任命、異動、解任を行う。県人民議会の承認後、県知事、首都知事の任命、解任を行う。国防軍、治安維持隊の大將の昇格又は降格についての提案、大佐の昇格又は降格を行う。

第73条（新）

副首相は、政府と地方行政組織の業務の指導において首相を補佐し、首相からの委任により特定の分野を担当する。首相の不在時には、副首相のうち誰か一人が首相代理となる。

第74条（新）

省の大臣、省と同格組織の長は国民議会、国民議会常務委員会、内閣の決議を広く通知し、実行する役割を持つ。自らの担当する分野の支部の業務の執行について、指導、管理、監督する。内閣の決定に従い、外国との協力、協定書、議定書調印を行う。

第75条（改正）

国民議会は、国民議会常務委員会又は国民議会議員総数の4分の1以上が、内閣のうち誰か又は内閣全体に対する不信任を提起した場合は、その不信任投票を実施することができる。

国家主席は、国会が内閣のうちの誰か又は内閣全体に対する不信任を決議した場合、国会に対し、同決議の再審議を求めるとか、罷免を決定する。

第8章 地方人民議会

第76条（新）

地方人民議会は、ラオス人民全民族の権利と利益を代表する機関であり、重要な法令の承認審議、その地方の基本的問題の決定、自己の地方におけるすべての国家組織の活動につき監督を行う。

地方人民議会は、地方行政のレベルに従い設置され、県人民議会、郡人民議会、村人民議会から構成される。郡人民議会、村人民議会については、国民議会の決定に従い設置できる。

県人民議会の会期は、国民議会の会期と同様とする。

第77条（新）

地方人民議会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

¹ 政府（内閣）の原語は「ラタバーン」で、広義の「政府」の意味と、狭義で「内閣」の意味もある。そのため翻訳にあ

たって「内閣」を示していると考えられる部分は、「政府（内閣）」とした。

憲法

1. 県知事、都知事の提言に従い、経済社会開発計画、県レベル国家予算計画の検討と承認を行う。
2. 県レベルの重要な法令の検討と承認を行う。
3. 自分の管轄する地方におけるすべての国家組織の憲法と法律の尊重、遵守を監督する。
4. 県人民議会の常務委員会の委員長、副委員長、委員の選任と解任を行う。
5. 県人民議会の組織の検討と承認を行う。
6. 県人民議会常務委員会の提言に基づき、県知事、都知事の選任と解任を行う。
7. 県行政組織の構成に係る県知事、都知事の提言を検討、承認する。副県知事、副都知事、県の課長、課に相当する組織の長の選任異動、解任を行う。
8. 県の課、課に相当する組織の設置、廃止、分割、統合に係る県知事、都知事の提言を検討、承認する。
9. 県人民議会常務委員会の提言に基づき、地方人民検察院の長、地方人民裁判所の長の任命と解任を検討、承認する。
10. 県知事、都知事の提言に基づき、郡、特別区、特別市の設置、廃止、境界線の規定について検討、承認する。
11. 自分のレベルないしそれ以下における法律と矛盾するすべての分野の決定、命令、通達又はそれ以外の法令の取消、破棄を行う。
12. 県人民議会常務委員会に必要性の高い、また緊急の業務について決定する権限を与え、のち県人民議会に報告をさせる。

第78条(新)

県人民議会常務委員会とは、県人民議会の中心組織であり、県議会が開催されていない時期には議会に代わって役割を果たす。

県人民議会常務委員会は、委員長、副委員長、一定数の委員から構成される。

県人民議会の議長、副議長は、県人民議会常務委員会の委員長と副委員長を兼任する。

第79条(新)

地方人民議会常務委員会は、以下に掲げる権限と責務を有する。

1. 県人民議会の開催準備と招集を行う。
2. 副県知事、副都知事の任命、異動、解任の提案を行う。
3. 県裁判所長、都裁判所長の提言に基づき、地方裁判所の裁判所副所長、裁判官の任命、異動、解任について検討、承認する。
4. 自分の管轄する地域の国民からの請願につき、それを受領、検討する。

第80条(新)

県人民議会は、年に2回通常議会を開催する。必要な際に常務委員会は、臨時議会を招集することができる。

県人民議会は、全議会議員の半数以上の参加をもって成立する。

第81条(新)

県人民議会の議決については、議会に出席している議員の半数以上の賛成をもって発効する。

第82条(新)

県人民議会は、自己の権限と役割における業務遂行にあたり、県議会と常務委員会に対しての指令塔としていくつかの委員会を設立する。

第83条(新)

県人民議会議員は、県知事、都知事、課長、県の課に相当する組織の長、郡長、特別区長、特別市長、地方人民検察の長、地方人民裁判所の長、関連の地域国家監査組織の代表に対し、質問し説明を求める権利を有する。

説明を求められた個人は、県人民議会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第84条(新)

県人民議会議員は、県人民議会又は県議会が開催されていない時には国民議会常務委員会の承認なく、刑事訴追、逮捕、身柄拘束を受けることはない。

現行犯か緊急の犯罪行為があったときは、関連する警察官は、直ちに県人民議会又は県議会常務委員会に対してこれを直ちに報告し、審議を求めるものとする。

捜査により、県人民議会議員が県議会の会議を欠席することがあってはならない。

第9章 地方行政

第85条(改正)

ラオス人民民主共和国は、県、郡及び村の三段階で構成される。

国民議会の決定に基づき、必要がある場合には、特別区が設置されることがある。

第86条(新)

地方行政組織とは、地方の行政管理を司る組織であり、自分自身の管轄する地域内で、全面的、統一的に管理する役割を持つ。

地方行政組織は、政府(内閣)と地方議会に対し責任を有する。

県には県知事、首都には都知事が置かれる。郡には郡長、特別区²(テーサバーン)には特別区長、特別市(ナコーン)には特別市長、村には村長が置かれる。

² 「テーサバーン」「ナコーン」については未だ定着した日本語訳がないが、ここでは仮に「特別区」「特別市」と訳し

ている。設置の条件については、地方行政法46条と63条に規定がある。

県知事には、副県知事、都知事には副都知事が置かれる。郡長には副郡長、特別区の長には特別区副郡長、特別市長には副特別市長、村長には副村長が置かれる。

県知事、都知事、郡長、特別区長、特別市長は、二回の連続した任期を超えて同じ役職に就くことはできない。

第87条(改正)

県知事、都知事は以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律、国会決議、県人民議会決議、県人民議会常務委員会決議とそれぞれのその他法令の執行を行う。
2. 県人民議会に対し、戦略計画、経済社会開発計画、県予算計画の案を提案する。
3. 自らの元に連なるすべての分野の支部と組織の活動を、指導、管理、監督する。
4. 県人民議会常務委員会の承認後の、郡長、特別区長、特別市長の任命、異動、解任を行う。
5. 郡長、特別区長、特別市長の提言に基づく、副郡長、副特別区長、副特別市長の任命、異動、解任を行う。
6. 郡長、特別区長、特別市長の提言に基づく、村の設立、合併、分割、廃止の決定を行う。村の境界線の決定を行う。
7. 県の課長、課に相当する組織の長の提言に基づく副課長、課に相当する組織の副長の任命、異動、解任を行う。
8. 自分のレベルと同等かそれ以下のすべての分野の決定、命令、通達又はその他の法令が法律に矛盾するとき、その取消又は破棄を行う。ただし、地方人民検察院及び地方人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。
9. 政治、経済、文化社会、天然資源、環境、国防治安維持及び外交の分野の管理を行う。
10. 住民の管理を行う。国民からの提案の検討と解決を行う。
11. 県人民議会、県人民議会常務委員会、首相に対し、自らの業務の纏めと報告を行う。

第88条(新)

郡長、特別区長、特別市長は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法、法律、県人民議会決議また上記のその他法令の執行を行う。
2. 郡、特別区、特別市の戦略計画、経済社会開発計画、予算計画の案を起案し、県知事、都知事に対し提案する。
3. 自己以下のレベルの事務所と組織の活動について、指導、管理、監督を行う。
4. 郡、特別区、特別市の事務局の長又はそれ以外の行政職について、任命、異動、解任を行う。
5. 自己の郡、特別区、特別市における、政治、経済、文化社会、天然資源、環境、国防治安維持また外交の分野の管理を行う。
6. 住民の管理を行う。国民からの提案の検討と解決を行う。

7. 自己の郡、特別区、特別市かそれ以下のすべての事務所又は事務所に相当する国家組織の決定、その他の通達が法律に矛盾するとき、その取消又は破棄を行う。ただし、地方人民検察院及び地方人民裁判所の訴訟に係る判決、決定を除く。

8. 県知事、都知事、県人民議会常務委員会に対し、自らの業務の纏めと報告を行う。

第89条(改正)

町長は、憲法、法律、村規則の執行に責任を有し、村民を率いて、経済社会開発、天然資源保護、環境保護、治安維持、秩序維持、村民の啓発、教育を行い、連帯、調和をもたらす、「開発村」建設のための主体となる。

第10章 人民裁判所及び人民検察院

第90条(改正)

人民裁判所は、国家の司法機関であり、ラオス人民民主共和国において事件の審議、判決できる唯一の機関である。

人民裁判所の訴訟は、第一審、上訴審、破棄審からなる。

第91条(改正)

ラオス人民民主共和国の人民裁判所は、法律に定められたとおり、以下の裁判所から構成される。最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所である。

必要があるときは、国民議会常務委員会の承認を得て、特別裁判所を設けることができる。

第92条(改正)

最高人民裁判所は、ラオス人民民主共和国の最高司法機関である。

最高人民裁判所は、すべての人民裁判所及び軍事裁判所の判決に対し監督を行う。

第93条(改正)

最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。

最高裁判所裁判官、人民裁判所の所長、副所長、裁判官は、国民議会常務委員会により、任命、異動、解任される。

第94条

人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。

審理及び判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法にのみ従って行動しなければならない。

第95条

法廷での裁判審理は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。

憲法

第96条(新)

当事者は、裁判審理のすべての手続において反論する権利を有する。被疑者は、自分が訴追された事件に対し、自分自身又は保護者又は弁護士によって争うことができる。

弁護士は、当事者又は被疑者に対し法律的な支援を行う権利を有する。

第97条

社会的組織の代表者は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。

第98条(改正)

すべての党組織、国家組織、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、国際機関及び全国民は、人民裁判所の下した確定判決を尊重しなければならない。

関連する個人及び組織は、これを厳正に執行しなければならない。

第99条(改正)

人民検察院は、全国における法律の尊重と執行の監視・監督権限を有する組織であり、法に従い、国家と社会の権利と利益、国民の正当な利益を保護し、被疑者を裁判所に訴追する。

第100条(改正)

ラオス人民民主共和国の人民検察院は、法に定められたとおり、以下の組織から構成される。最高人民検察院、地方人民検察院、軍事検察院である。

第101条(新)

最高人民検察院長官は、すべての検察院の業務を指揮する。

第102条(改正)

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。

人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。

第103条

人民検察院の検察職員は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の命令のみに従う。

第11章 国家監査

第104条(新)

国家監査とは、国家の予算執行、財政、資産の監督、管理を行うことである。

第105条(新)

国家監査は、中央監査機関と地域監査機関からなる国家監査機関によって執行される。

中央監査機関と地域監査機関については、個別の法律に規定される。

第106条(新)

国家監査機関の長官は、国民議会に直属の責任を有し、国家の監査業務に関し、国家主席、首相、国民議会常務委員会に報告を行う。

国家監査機関の長は、国家主席に対し、国家監査機関副長官の任命、異動、解任について提案を行う。

第107条(新)

国家監査機関は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 経理報告書類の正確性、法律に対するの正当性、業務執行の成果につき、それら正当性を証明するために、法律に則り独立して監査業務を行う。

2. 国民議会に対し、自己の業務執行と国家予算執行についての監査結果を報告する。

3. 監査結果に基づき、国家予算執行、財政、国家資産につき法律違反を行ったグループに対し強制措置を発動するよう関連の財務管理組織に提案を行う。

第12章 選挙管理委員会

第108条(新)

選挙管理委員会は、国家選挙委員会と地方選挙委員会から構成される。

国家選挙管理委員会は、国民議会常務委員会が設置を決定する機関であり、国家主席に対し国家主席布告を提言し、国民議会議員、地方議会議員、地方選挙管理委員の選挙を指揮する役割を持つ。

地方選挙管理委員会については、法律に規定される。

第109条(新)

国家選挙管理委員会は、委員長、副委員長、一定数の委員から構成される。

対応する国民議会の召集議会の終了後、国家選挙管理委員会の任期は満了する。

国家選挙管理委員会の権限及び責務については、法律にそれを規定する。

第13章 言語、文字表記、国章、国旗、国歌、国民の日、通貨及び首都

第110条

ラオス語とラオス文字を公用語及び公用文字とする。

³ ラオス語は「オンカーン・クワッド・ソープ・ヘーン・ラット」で未だ定着した日本語がないか、ここでは「国家監査機関」と訳している。

国民議会議長

パニー・ヤートートゥ

第 111 条

ラオス人民民主共和国の国家紋章は、円形で、その下方部分に半分の「はめば歯車」の図柄及び「ラオス人民民主共和国」の文字が書かれた赤いリボンが描かれ、その両脇には熟した稲の三日月型をした穂を配し、「平和、独立、民主、統一、繁栄」と書かれた赤いリボンがその稲穂の中央部分同士を結び、「タートルアン」の絵がこの稲穂の先端と先端の間に描かれ、また円形の中心部には1本の道路と水田、森、水力発電用ダムが描かれる。

第 112 条

ラオス人民民主共和国の国旗は、背景が濃い青色に、赤い横線と白い月が描かれる。旗の幅は長さの3分の2とする。各側にある赤い横線のそれぞれの面積は、濃い青色部分の面積の半分とする。白い月は国旗の中央にあり、その面積は、濃い青色部分の面積の5分の4とする。

第 113 条

ラオス人民民主共和国の国歌は「サート・ラーオ」とする。

第 114 条 (改正)

ラオス人民民主共和国の建国記念日は、ラオス人民民主共和国が設立された1975年12月2日とする。

第 115 条

ラオス人民民主共和国の通貨は「キープ」とする。

第 116 条

ラオス人民民主共和国の首都はビエンチャン首都とする。

第 14 章 最終規定

第 117 条 (改正)

ラオス人民民主共和国憲法は国家の基本法である。

すべての法律は、この憲法に適合するものでなければならない。

第 118 条

国会のみが、ラオス人民民主共和国憲法を改正することができる。

憲法の改正には、国民議会議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 119 条 (改正)

この憲法は、憲法発布に係る国家主席令が公布された日から効力を有する。

この憲法は、2003年5月6日発効、番号25/SPX ラオス人民民主共和国憲法に代わるものである。